

災害に便乗した 悪質商法に注意！

※豪雨、台風、地震、大雪などの大規模な災害の後は、
便乗した悪質商法等のトラブルが発生する傾向にあります。



豪雨等の被害を調査すると告げ、調査後、

- ・本来必要ないのに「〇〇が壊れているから工事が必要」
- ・「保険を利用すれば実質的に無料で修理できる」

などと契約を迫る業者とのトラブルが多く発生しています。

代表的な手口

屋根の瓦がずれてますよ。
保険で修理ができますよ！

無料で修理できるんですよ。
お金はかかりません。



公的機関のような事業者名を名のることもあるので注意。

必要ないわ。

工事はお任せください。

契約しないと帰ってくれないのかしら……。



実際には保険金がない・請求額より少ない、又は解約すると言ったら高額な解約金を請求されることも……。

こんな話にもご注意ください！

古くなったところなどはありませんか。

今回の雨で壊れたことにすれば、古くなったところも保険金できれいになります。



うその理由で保険金を請求することはできません。
(詐欺に該当する場合があります。)

◎ 次のような勧誘には、ご注意ください！（高齢者の一人暮らしは特にご注意ください！）

- ・保険金請求代行のコンサルタント料（成功報酬）や修理費用は、おた保険金で対応できるという勧誘
- ・保険の対象となるかどうか確認もしないまま、保険金請求手続きの代行を持ちかけるなどの勧誘

作成取りまとめ：消費者庁取引対策課（電話：03-3507-8800（代表） FAX：03-3507-9291）



【作成：令和2年8月】

契約してしまったが、解約したい…

そんなときは、**クーリング・オフ！**

訪問販売による取引は、

契約書面を受け取った日から**8日間以内**であれば、**契約解除**ができます。

※ 8日間を過ぎていても契約の取消しができる場合もあります。消費生活センター等に相談してください。

【クーリング・オフの方法】

- ① 必ずハガキなどの**書面**で行います。
- ② **契約年月日**、**契約の内容**、**契約金額**、**販売会社**、**担当者名**、「**この契約を解除します**」ということを書きます。**あなたの住所、氏名を書くことを忘れずに**。
- ③ ハガキを書いたら、表・裏共にコピーを取ります。
- ④ ハガキは郵便窓口で、**特定記録郵便**又は**簡易書留**などの「出した日付」が分かる方法で出して、受取証などをもらいます。
- ⑤ ハガキのコピーと特定記録郵便などの受取証を大切に保管しましょう。

**契約書に「クーリング・オフできない」と書いてあったり、クーリング・オフ期間を過ぎているように見えても、契約を解除できる場合があります。
諦めずに消費生活センター等に相談しましょう！**

住宅に関する様々な相談に対応しています。
不審・不安に思ったら、住まいるダイヤルにご相談ください。

・住まいるダイヤル：0570-016-100

➤ 被災した住宅の補修工事に対応できる近隣の事業者は
こちらからご確認いただけます。

住まい再建事業者検索サイト：<https://sumai-saiken.jp/>



※ 国土交通省の「住宅リフォーム事業者団体登録制度」の登録団体や、住宅関係団体に所属しているリフォーム事業者等を一元的に検索できるサイトです。

保険に関することは、保険会社又は代理店にご相談ください。

➤ 損害保険会社の連絡先はこちらからご確認いただけます。

(一社) 日本損害保険協会会員会社連絡先ページ

： <https://www.sonpo.or.jp/member/link/>

(一社) 外国損害保険協会会員会社連絡先ページ

： <https://www.fnlia.gr.jp/member.html>



日本損保協会



外国損保協会

困ったときは一人で悩まずに、「消費者ホットライン」にご相談ください。
身近な消費生活センターや消費生活相談窓口をご案内します。

いやや！

消費者ホットライン 電話（局番なし）188

消費者ホットライン188
イメージキャラクター『イヤヤン』

